

栃木県子ども総合科学館ネーミングライツパートナー選定委員会設置要領

（目的）

第1条 ネーミングライツパートナーの優先候補者の選定を公正かつ適正に行うため、栃木県子ども総合科学館ネーミングライツパートナー選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる観点を踏まえ、ネーミングライツパートナー候補者の順位付けを行い、優先候補者を選定する。

愛称

価格

期間

法人の状況

提案内容等

（組織）

第3条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員には次の者を充てることとし、委員長は行政改革ICT推進課長が務めるものとする。

栃木県行政改革推進委員会会長 公益財団法人とちぎ未来づくり財団理事長 栃木県PTA連合会会長が指名する者 栃木県生活文化スポーツ部次長兼県民協働推進課長 栃木県経営管理部行政改革ICT推進課長
--

（会議）

第4条 委員会は、委員長が主宰する。

（事務局等）

第5条 この要領に基づく事務は、経営管理部行政改革ICT推進課が処理する。

2 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7（2025）年5月14日から適用する。